

IV 生活保護課業務の概要

1 保護の目的（生活保護法第1条、第3条）

生活保護は、生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、被保護世帯の自立を助長することを目的としている。

2 保護の申請（生活保護法第7条）

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他同居の親族の申請に基づいて開始される。（要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。）

申請の受付窓口は、市の場合は市又は区の福祉事務所、郡部の場合は町村又は町村を所管する健康福祉センターとなる。

3 保護の決定（生活保護法第4条、第8条、第10条）

保護は世帯単位に適用することを原則とし、保護の実施機関は申請を受けると、その世帯員の収入、利用できる資産や稼働能力の有無、扶養義務者の扶養履行の可否、他の法律又は制度による保障・援助の有無等を調査し、これら全てを活用しても申請世帯は最低限度の生活を確保できないと認められる場合に保護を適用する。

保護の程度は、基準額からその世帯の収入として認定した額を差し引いた不足分となる。

4 保護の種類（生活保護法第11条～第18条）

保護制度での給付は次の8種類の扶助で構成されており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助を組み合わせて適用する。

扶助は原則として金銭給付で行う。ただし、医療扶助と介護扶助は医療、介護の現物給付となる。

生活扶助：衣食、光熱水費等の日常生活の需要を満たすための扶助

教育扶助：義務教育を受けるのに必要な扶助

住宅扶助：家賃や住宅の補修等に必要な扶助

医療扶助：医療を必要とするときの扶助

介護扶助：介護・支援を必要とするときの扶助

出産扶助：出産に必要な扶助

生業扶助：生業に必要な器具等の購入や技能習得に必要な扶助

葬祭扶助：葬祭が必要な場合に行う扶助

5 保護の基準（生活保護法第8条）

基準額は級地区分により異なる。

（県内市町村の級地区分 令和2年度）

級地区分	市 町 村 名
1級地—2 (6市)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市
2級地—1 (9市)	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市
3級地—1 (15市1町)	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市 印旛郡酒々井町
3級地—2 (7市15町1村)	上記以外の市町村

(1) 生活扶助基準額（令和2年度10月1日～：3級地—2）

居宅第1類（食費・衣服等個人で消費するもの）

年齢区分	基準額①	基準額②
0歳～2歳	16,910円	21,860円
3歳～5歳	21,310円	24,560円
6歳～11歳	27,550円	28,180円
12歳～17歳	34,030円	32,100円
18歳～19歳	34,030円	32,100円
20歳～40歳	32,570円	31,500円
41歳～59歳	30,880円	32,260円
60歳～64歳	29,200円	31,960円
65歳～69歳	29,200円	31,960円
70歳～74歳	26,620円	27,730円
75歳以上	26,620円	27,730円

居宅第2類（光熱水費・什器等世帯全体で消費するもの）

世帯人員	基準額①	基準額②	冬季加算Ⅵ区 (11月～3月)
1人	35,130円	33,440円	2,630円
2人	38,870円	41,120円	3,730円
3人	43,100円	48,480円	4,240円
4人	44,610円	50,480円	4,580円
5人	44,990円	53,840円	4,710円

*6人以上は記載省略

*この他、妊産婦・母子・障害者等世帯員の状況に応じた加算や12月は期末一時扶助有

基準生活費の算定

基準生活費は、世帯単位で算定し、次の算式により算定した額とする。(10円未満は切上げ)

算式：A+B+C

算式の符号

A：第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2項の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B：次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C：第2類の表に定める冬季加算

通減率（6人以上は記載省略）

	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率②	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683

経過的加算額 (月額・円)

	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0～2歳	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	190	420
60～64歳	0	0	0	0	410
65～69歳	0	0	0	1,010	1,250
70～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	120	430

*6人世帯以上は記載省略

(2) 教育扶助基準額

(令和元年度10月1日～ 全級地)

学校別	小学校等	中学校等
基準額	2,600円	5,100円
学級費等	1,080円以内	1,000円以内
学習支援費	実費上限(年額)16,000円以内	実費上限(年額)59,800円以内

*この他、教材費・給食費・通学交通費等を支給

(3) 住宅扶助基準額

(令和2年度 3級地 ただし、住宅維持費は全級地)

区分	家賃・間代等 月額	住宅維持費 年額
一般基準	37,200円以内	121,000円以内
特別基準	2人	181,500円以内
	3～5人	
	6人	
	7人以上	

(4) 出産扶助基準額

(令和元年度10月1日～ 全級地)

区分	基準額	入院料	衛生材料費(加算)
施設分娩	295,000円以内	実費(8日以内)	6,000円以内
居宅分娩	259,000円以内	—	

(5) 生業扶助基準額 (令和2年度10月1日～ 全級地)

区分		基準額	
生業費		47,000円以内	
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く)	82,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合(同法第3条第1項の高	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額。

	等学校等就学支援金が支給されるときに限る。)を除く。)	
	入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	入学考査料	30,000 円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費	実費上限 84,600 円 (年額)
就職支度費		32,000 円以内

(6) 葬祭扶助基準額

(令和元年度 10 月 1 日 3 級地)

区 分	大 人	小 人
基 準 額	182,900 円以内	146,300 円以内

6 救護施設等

救護施設は、身体上または精神上に著しい障害があるため一人では居宅生活が営めない被保護者を入所させて保護する施設で、県内に 4 箇所設置されている。

また、医療を必要とする被保護者には医療保護施設、指定医療機関（生活保護法の指定を受けた病院・診療所）があり、介護を必要とする被保護者には指定介護機関（生活保護法の指定を受けた介護施設）がある。

生活保護の実施体制

